

「桃ソムリエ」認定試験業務委託に係る一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年1月9日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 一般競争入札に付する事項

（1）業務の名称及び数量

「桃ソムリエ」認定試験業務委託 一式

（2）業務の概要

山梨県では昭和41年以降、桃生産量日本一を誇り、時期ごとに多様で個性豊かな品種が生産、出荷されている。また、県オリジナル品種として、大玉で糖度が高く食味良好な「夢みずき」や、大玉で糖度が高くしっかりとした食感が特徴の「夢桃香」などを開発し、生産拡大を図っている。

一方で、桃は、多様な品種があっても外見的な差異が乏しいため、「桃は桃」として一括りにされてしまう傾向があり、消費者に品種ごとの違いや特徴が十分知られていない。消費者、観光客等に品種ごとの魅力を理解してもらい、それぞれの個性を楽しんでもらうため、品種の個性や魅力を丁寧に伝える「桃ソムリエ」制度を創設し、桃の付加価値の向上と販路の拡大を図る。

（3）業務の仕様等

契約書及び業務委託仕様書による。

（4）履行期間

契約の日から令和9年3月31日

2 一般競争入札の参加資格

次の（1）～（6）を全て満たすこと。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。又は法人であって、その役員が暴力団員でないこと。

（4）入札告示の日から入札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係

- る指名停止等措置要領」(平成10年4月1日)に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続き開始の申し立てがされている者(更正手続き開始又は民事再生手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (6) 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間において、国・地方公共団体との間で、本事業と同種(認定制度の運用業務)の事業を受託し、当該契約を履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付期間

令和8年1月13日(火)から令和8年1月21日(水)まで
ただし、上記期間の山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第6号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

(所在地) 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 県庁本館6階
(機関名) 山梨県農政部販売・輸出支援課ブランド化推進担当
(電話番号) (055)223-1602

(3) 事前連絡

入札説明書等の交付を希望する者は、事前に(2)の場所へ連絡すること。

(4) 入札説明会

本件調達では、入札説明会を実施しない。

(5) 入札参加資格確認申請書の提出方法

令和8年1月13日(火)から令和8年1月22日(木)午後5時までに必着で3(2)の場所に持参で提出する。受付時間は、県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年1月28日(水)午後2時から
甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁本館6階 共用会議室

(7) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の1

10分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

2の一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(9) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

4 その他

(1) 入札保証金

免除（規則第108条の2第2号の規定による。）

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(3) 違約金の有無

有

(4) 最低制限価格

なし

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 前払金の有無

有

(7) その他

落札者が契約締結までの間に「2 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

その他、詳細は、入札説明書による。